

令和 8 年度青森県介護事業所スポットワーク活用支援
事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 県は、県内の介護サービス事業所及び介護施設（以下「介護事業所等」という。）における利用者へのサービス提供の継続及び質の向上並びに職員負担の軽減を図るため、介護事業所等が、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約（以下「スポットワーク」という。）を仲介する事業のサービス（以下「スポットワークサービス」という。）を利用するのに要する経費について、令和 8 年度予算の範囲内において、当該介護事業所等を運営する者に対し、令和 8 年度青森県介護事業所スポットワーク活用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和 4 5 年 3 月青森県規則第 1 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業所及び補助対象者)

第 2 補助金の対象となる事業所（以下「補助対象事業所」という。）は、青森県内の別表 1 に掲げる事業所とし、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業所を運営する者とする。

(補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額)

第 3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助基準額、補助率及び補助金の額は別表 2 のとおりとする。

(申請書等)

第 4 規則第 3 条第 1 項の申請書は、令和 8 年度青森県介護事業所スポットワーク活用支援事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 規則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 所要額調書（別添 1 - 1）

(2) 事業計画書（別添 1 - 2）

(3) 振込口座が確認できる書類（通帳の表紙及び通帳を開いた 1・2 ページ目の写し）

3 第 1 項の申請書の提出期限は、令和 8 年 1 2 月 2 8 日とする。

（補助金の交付の条件）

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合において、令和8年度青森県介護事業所スポットワーク活用支援事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出して承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和8年度青森県介護事業所スポットワーク活用支援事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出して承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （4）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間保管しておくこと。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第8 補助金の請求は、令和8年度青森県介護事業所スポットワーク活用支援事業費補助金請求書（第4号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第9 規則第12条の規定による報告は、令和9年2月12日までに令和8年度青森県介護事業所スポットワーク活用支援事業完了（廃止）実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1）補助金精算書（別添2-1）
- （2）事業実績明細書（別添2-2）
- （3）介護分野におけるスポットワーク活用に係る調査票（別添2-3）
- （4）スポットワーク提供事業者を支払った手数料の内訳が確認できる書類
- （5）スポットワークの業務内容・勤務時間が確認できる書類

(6) スポットワーク提供事業者に支払ったことを証明できる書類

附 則

この要綱は、令和8年8月18日から施行する。

別表 1 （第 2 関係）

補助対象事業所	介護保険施設に区分される以下のサービスを提供する事業所 ・ 介護老人福祉施設サービス ・ 介護老人保健施設サービス ・ 介護医療院サービス 指定居宅サービスに区分される以下のサービスを提供する事業所 ・ 訪問介護サービス ・ 訪問入浴介護サービス ・ 訪問看護サービス ・ 訪問リハビリテーションサービス ・ 通所介護サービス ・ 通所リハビリテーションサービス ・ 短期入所生活介護サービス ・ 短期入所療養介護サービス ・ 特定施設入居者生活介護サービス 指定地域密着型サービスに区分される以下のサービスを提供する事業所 ・ 認知症対応型共同生活介護サービス ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護サービス ・ （看護）小規模多機能型居宅介護サービス ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス ・ 夜間対応型訪問介護サービス ・ 地域密着型通所介護サービス ・ 認知症対応型通所介護サービス 居宅介護支援に区分される以下のサービスを提供する事業所 ・ 居宅介護支援サービス
---------	---

別表 2（第 3 関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率	補助金の額
これまでスポットワークを活用したことがない業務に従事させるため、スポットワークサービスを利用し、短期雇用が成立したことへの対価としてスポットワークサービス提供事業者等に対し支払った人材紹介手数料（サービス利用料） （消費税額及び地方消費税額、並びに振込手数料を除く）	1 補助対象者あたり 200 千円	1 / 2	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、いずれか低い額に補助率を乗じて得た額（ただし、算出された額に一円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。）と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額以内の額

※ただし、令和 9 年 2 月 1 2 日までに支払った経費に限る。